

年金受給資格、納付 10 年に短縮 改正法成立

日経新聞 2016/11/16

年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を 25 年から 10 年に短縮する改正年金機能強化法が 16 日午前の参院本会議で、全会一致で可決、成立した。改正法は来年 8 月に施行され、10 月から約 64 万人が新たに年金を受けられるようになる見通し。受給には本人か代理人が年金事務所に請求書を提出する必要がある。

新たに受給できるようになるのは、保険料を払った期間が 10 年以上 25 年未満の人。受給期間は保険料を納めた期間や免除された期間を合計する。無年金の人の救済につながるが、過去にさかのぼって受け取ることはできない。

年金額は保険料の納付期間に応じて増える。国民年金の場合、加入期間が 10 年で月約 1 万 6 千円、20 年で約 3 万 2 千円。40 年で満額の約 6 万 5 千円と比べて支給額は低い。

今回の対策は、2015 年 10 月に予定していた消費税率 10%への引き上げと同時に実施する予定だったが、安倍政権による増税延期に伴い先延ばしされていた。ただ、受給資格期間を 10 年に短くしても約 26 万人が無年金のままだという。

政府・与党は当初、年金給付の抑制策を盛り込んだ国民年金法改正案との一括審議をめざしていた。ただ、民進党など野党が同法案を「年金カット法案」と位置づけて強く反発。このため両法案を別々に審議していた。年金法改正案は 16 日の衆院厚生労働委員会で約 2 週間ぶりに審議を再開した。

年金資格短縮法案成立へ＝参院厚労委で可決

時事通信 (2016/11/15-12:29)

年金を受け取れない人を減らすため、年金の受給に必要な保険料の納付期間を 25 年から 10 年に短縮する年金機能強化法改正案が、15 日の参院厚生労働委員会で全会一致で可決された。近く参院本会議で採決され、可決、成立する見通し。

65 歳まで雇用、企業の 74%＝人手不足で中小前向き－厚労省集計

これにより約 64 万人が新たに受給資格を得る。来年 10 月に同 9 月分を支給し、それ以降は偶数月に 2 カ月分を一括支給する。

政府・与党は当初、新たな給付抑制策を盛り込んだ年金制度改革法案との一括審議を目

指していたが、民進党が強く反発。このため、両法案を別々に審議していた。年金制度改革法案は成立のめどが立っていない。

年金スライド抑制で初弁論 原告は「減らされるたびに命を削られる思い」

夕刊フジ 2016.11.15

国民年金の給付額を物価や賃金の上昇より抑える「マクロ経済スライド」を昨年6月から適用したのは生存権を定めた憲法に反し無効だとして、岐阜県内の年金受給者352人が減額分の計約370万円の支払いを求めた訴訟の第1回口頭弁論が14日、岐阜地裁（真鍋美穂子裁判長）開かれ、被告の国は請求棄却を求めた。

原告で障害基礎年金を受給する岐阜県大垣市の無職島貫ふみ子さん（92）が意見陳述。「ヘルパー代もかかり、ぎりぎりの生活。年金が減らされるたびに命を削られる思いがする」と訴えた。訴状によると、過去3年度分の賃金の伸び率が2・3%だったのに、昨年6月の支給分から適用された国の制度で給付額は0・9%増に抑えられ、生存権が侵害されたとしている。

マクロ経済スライドは、保険料を支払う現役世代の減少や平均余命の伸びに合わせて給付額を抑制する制度。同様の集団訴訟は大阪、岡山両地裁でも起こされている。